

特定求職者雇用開発助成金（生涯現役コース）
第2期 支給決定通知書

社会福祉法人 大東福社会 殿



令和 2年 2月14日付けで申請を受け付けた特定求職者雇用開発助成金（生涯現役コース）について、下記のとおり支給とすることに決定しましたので通知します。

記

1	氏 名		性 別	女	昭和25年 9月16日生（68歳）
	被保険者番号		支給番号	0002-4254084-0	雇用年月日 平成31年 1月14日
	対象労働者の種別 65歳以上の者（短時間）				
2	対象労働者雇用事業所	事業所番号 2102-104882-6 賃金締切日 毎月末日 助成率 / 申請書事業所主の企業規模 中小企業			
3	支給対象となる期間	令和 1年 8月 1日 ～ 令和 2年 1月31日			
4	支給決定金額	250,000 円			
5	振込先金融機関口座	金融機関名 大垣共立銀行 本店営業部 預貯金種別 普通 預貯金口座番号 00000*****241 口座名義 社会福祉法人大東福社会			
6	不支給決定金額 申請のあった助成金のうち （1）の額は（2）の理由 により支給要件に該当しな いため支給しません。	（1） 円			
		（2）			
7	次回申請期間				

- 1 支給決定された金額が、金融機関口座に振り込まれるまでにはある程度期間を要しますのでご了承下さい。
 - 2 偽りその他不正の行為により助成金の支給を受けた場合は、助成金の返還を求められることがあります。
 - 3 助成対象期間中に対象労働者を解雇等した場合は、以後3年間、本助成金を支給できなくなりますのでご了承下さい。（ただし、次のイからロまでのいずれかに該当する場合を除く）
 - イ．対象労働者の責めに帰すべき理由により解雇した場合
 - ロ．天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となった場合
 - 4 本助成金は、政治資金規正法第22条の3第1項による寄附制限の例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの）に該当するものと判断しています。
- ※ 寄附制限の例外に 該当しない場合、当該助成金等交付の決定通知を受けた日から一年間、政治活動に関する寄附をすることができないこととされています。